



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名  太陽ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 佐藤 英 志  
(コード番号 4626 東証一部)

問合せ先 管理本部副本部長 尾身 修 一  
(TEL 03-5999-1511 (代表))

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 20 日開催の第 68 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更につきまして付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### I. 目的の追加にかかる定款一部変更

##### 1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に事業目的を追加するものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
(1)～(7) (条文省略)	(1)～(7) (現行どおり)
(新 設)	<u>(8) 自然エネルギー等による発電事業および電気の供給、販売等に関する業務</u>
(8)～(9) (条文省略)	(9)～(10) (現行どおり)

## Ⅱ. 種類株式新設にかかる定款一部変更

### 1. 提案の理由

当社は、会社法第 363 条第 1 項各号に掲げる取締役(以下「業務執行取締役」といいます。)に対して、当社グループの中長期的な企業価値向上への動機付けを与えることを目的として、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、第 68 回定時株主総会に、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬からなる新たな業績連動報酬制度の導入に関する議案を付議することを決議いたしました。種類株式新設に係る定款一部変更は、第 69 期事業年度に係る業績連動株式報酬のために、第 1 回 A 種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。)とする定款変更を行うほか、発行可能株式総数の増加、発行可能種類株式総数の規定の追加など所要の定款変更を行うものです。

業績連動株式報酬の概要は以下のとおりです。

#### (業績連動株式報酬の概要)

当社は、業務執行取締役に対して、業績連動株式報酬として、各事業年度における連結当期純利益の 6.4% 以内の金銭を支給し、当社が発行する種類株式取得の払込資金とします。

当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各業務執行取締役に対して、新株発行の方法により、種類株式(最初の発行日の 3 年後の応当日を取得日とする取得条項及び業務執行取締役について相続が開始することを行使条件とする取得請求権(いずれも対価は普通株式です。))が付された譲渡制限株式)を割り当てることとし、各業務執行取締役は、支給を受けた業績連動株式報酬金額(ただし、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料ならびに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。)を払い込むこととしますが、払込金額については、当該種類株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

なお、業績連動株式報酬は、業務執行取締役が、支給を受けた業績連動株式報酬金額を、当社が当該種類株式について行う新株発行の割り当てに応じて払い込むことに同意していることを条件として支給することとしますが、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して新株発行を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、新株発行を行わず、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000 株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,100,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>普通株式：50,000,000 株</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第 1 回 A 種種類株式：100,000 株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および第 1 回 A 種種類株式のそれぞれにつき 100 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A 種種類株式</p> <p>(A 種種類株式)</p> <p>第 12 条の 2 当社の発行する第 1 回 A 種種類株式の内容は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 譲渡制限</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第 1 回 A 種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 普通株式を対価とする取得条項</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>当社は、第 1 回 A 種種類株式の全部を、第 1 回 A 種種類株式の最初の発行日の 3 年後の応当日をもって取得するものとし、当該取得と引換えに、第 1 回 A 種種類株式を有する株主に対して、第 1 回 A 種種類株式 1 株につき普通株式 1 株を交付する。</u></p> <p>(3) 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第 1 回 A 種種類株式の株主は、当社に対し、その保有する第 1 回 A 種種類株式の全部または一部を当社が取得するのと引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。第 1 回 A 種種類株式と引換えに交付すべき普通株式は、第 1 回 A 種種類株式 1 株につき普通株式 1 株とする。当該取得請求は、第 1 回 A 種種類株式の発行後いつでも、当該株式の株主について相続が開始した場合に限り、当該相続の対象となった当該株式についてのみ行うことができるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><u>2 定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の議決権の基準日と同一日とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条の2 第13条および第15条ないし第18条は種類株主総会に準用する。</u></p>

III. 変更の日程

取締役会決議日	平成 26 年 5 月 23 日
株主総会開催日	平成 26 年 6 月 20 日(予定)
実施予定日(効力発生日)	平成 26 年 6 月 20 日(予定)

以 上